

1 これまでの経過

新市建設計画は、平成17年3月に八代地域市町村合併協議会において策定された計画で、平成17年度から平成27年度までを計画期間として策定されたものである。その後、平成24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、旧合併特例事業債（以下「合併特例債」という。）の起債発行期間が5年間延長されたことに伴い、より総合的かつ効果的に市の均衡ある発展を推進するため、平成27年3月に、平成28年度から令和2年度までの5年間の期間延長を行い、現在に至っている。

2 計画変更の趣旨

平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の発行期間が5年間延長されることとなった。また、本市の合併特例債の発行状況は以下の表のとおりとなっており、合併特例債を活用する余地は残されている状況となっている。

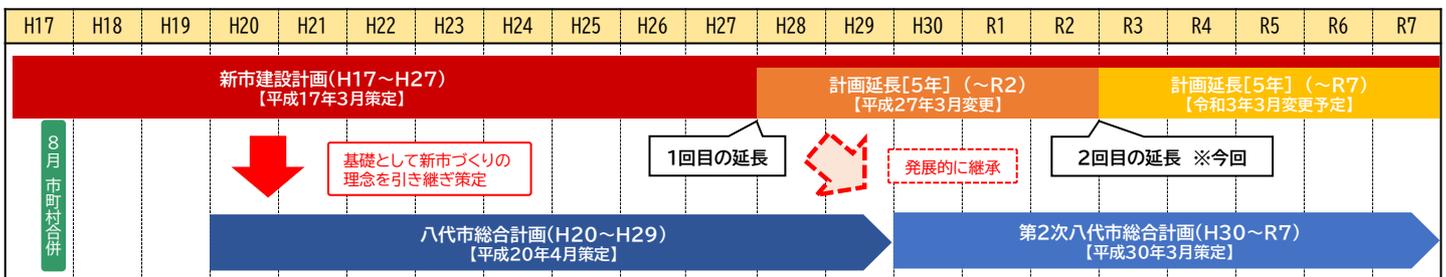
こういったことから、合併特例債が活用できる期間を最大限確保するとともに、今後も総合的に市の均衡ある発展を推進するため、第2次八代市総合計画との整合性を保ちながら、計画期間の延長を中心とした新市建設計画の変更を行うものである。

■ 合併特例債の発行状況

※「発行（予定）額」は令和3年2月末時点の見込額

ハード事業	起債可能額	発行（予定）額	発行可能残額	基金事業 (発行実績なし)	起債可能額
	401.7億円	295.1億円 (73.5%)	106.6億円 (26.5%)		38.0億円

【参考】新市建設計画と総合計画



3 計画変更の範囲

新市建設計画は、合併前である平成17年3月に八代地域市町村合併協議会で策定され、その後、八代市へ引き継がれた計画となっていることから、変更にあたっては、合併時に定めた計画の趣旨や内容を尊重することを基本として行う。そのため、今回の変更の範囲は、前回の変更と同様に、『計画期間の延長』や『主要指標等の見直し』といった必要最低限の部分とし、加えて、昨今の社会経済情勢の変化に伴い新たな政策課題も発生していることから、合併特例債のより柔軟な活用が図られるよう『社会経済情勢の変化に対応するための取組の追加』を行う。

変更しない内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第1節 序論 (本編P. 1～9) 合併の背景と目的や意義と効果、計画策定の方針 ※P.8『(4) 計画の期間』を除く ・第2節 新市の概況 (本編P.10～13) 位置・地勢、気候、面積、人口・世帯、就業人口の推移 など ※H12までの実績値
---------	--

→ 合併の必要性や地域の状況、及び新市づくりの理念等は計画策定時の内容を尊重

4 主な変更内容

- (1) 計画期間の延長（現行計画の計画期間：平成17年度～令和2年度）
合併特例債の発行期間に合わせ、計画期間を5年間延長し、平成17年度から令和7年度までとする。
- (2) 主要指標等の見直し
将来人口や世帯数などの主要指標、及び将来目標人口や新市財政計画について、計画期間の延長に合わせて見直す。
- (3) 社会経済情勢の変化への対応
 - ① 災害に強く、多様なまちづくりを推進していくため、施策の大綱に掲げられた主要事業に以下の事業を追加
【追加した主要事業】 国土強靱化の推進、坂本地域復旧・復興事業 など
 - ② 新たな政策課題へ対応していくため、新市建設基本方針に「持続可能なまちづくりの推進」を追加
 - ・SDGs(持続可能な開発目標)を見据えた計画の推進と、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「新しい生活様式」の実践について追記
 - ・Society 5.0時代を見据えたDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

